

平成目安箱への回答 No.17 「現職中崎町長が11月30日に予定されている大磯町長選挙の運動として大磯町住民票を根拠に住民訪問を行っているが、それは違法ではないのか」について

担当主管課：政策課政策係（内線 290）

要望等内容	回答
<p>先週、小磯地区で聞いたが、住民を訪ねた中崎町長が「住民でない方もいるので住民票を根拠に訪問した」としたが、なぜ個人情報である住民基本台帳の情報が現職町長に漏れるのか。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、お寄せいただきました御意見についてですが、御存知のとおり住民票には、個人を単位とした、住民の氏名や住所、生年月日等が記録された帳票となります。そのため、住民票の写し等の交付要件や手続きに関しましては、個人情報保護に十分留意した取扱いをしており、本人請求の場合においても窓口に来られた方の本人確認を行っており、国や県市町村などの公共機関における公用請求においても、本人の権利行使や義務を果たすために必要なことを明らかにするなど、住民票の記載事項を確認する正当な理由が無いと請求できない等、住民票の写しの交付請求には制限を設けています。</p> <p>以上のことから、町長であるといっても、私的な活動に対し正当な請求理由がなく、住民票を用い個人情報の入手はできないとともに、御意見いただきましたような事実はございませんことをお伝えさせていただきます。</p>

目安箱受付日：H26. 10. 20

掲示日：H26. 11. 5